

第 8 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画

令和 4 年 3 月

滋賀県・京都府

目 次

第1章 琵琶湖の水質保全対策の状況	1
1. 琵琶湖と湖沼水質保全計画	1
2. 水質保全対策の実施状況	1
3. 水質の動向	2
第2章 琵琶湖の水質保全に向けた取組	4
1. 計画期間	4
2. 琵琶湖の水質の保全に関する方針	4
3. 計画期間内に達成すべき目標	6
4. 計画の目標および対策と長期ビジョンをつなぐ道筋	7
5. 水質の保全に資する事業	8
(1) 持続的な污水处理システムの構築	8
(2) 廃棄物処理施設の整備	9
(3) 湖沼の浄化対策	9
(4) 流入河川等の浄化対策	9
6. 水質の保全のための規制その他の措置	9
(1) 工場・事業場排水対策	9
(2) 生活排水対策	10
(3) 畜産に係る汚濁負荷対策	10
(4) 魚類養殖に係る汚濁負荷対策	11
(5) 流出水対策	11
(6) その他の負荷低減対策	12
(7) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護	12
(8) 公共用水域の水質監視	12
(9) 調査研究の推進	13
(10) 自然生態系の保全と自然浄化機能の回復	14
(11) 地域住民等の協力の確保等	14
(12) 南湖における水質保全対策	15
(13) 南湖の再生プロジェクト	15
(14) 関係地域計画との整合	15
(15) 事業者等に対する助成	16
(16) 関係機関等との連携および情報発信	16
第3章 赤野井湾流域流出水対策推進計画	17
1. 計画策定の経緯	17
2. 平成28年度から令和2年度における取組の評価と課題	17
(1) 取組の評価	17
(2) 取組の課題	18
3. 赤野井湾流域流出水対策の実施の推進に関する方針	18
(1) 取組の目標	18
(2) 計画推進体制等について	19
4. 赤野井湾流域流出水の改善に資する具体的方策に関すること	19
(1) 農業排水対策	19
(2) 市街地排水対策	20
(3) 河川等の浄化対策	20
(4) 湾内の環境改善対策	21
(5) 河川・湾内等の環境美化	21
(6) 自然生態系の保全と回復	22
(7) 啓発事業およびその他の関連事業	22
(8) 環境モニタリング	24
参考1 琵琶湖流域図	25
参考2 赤野井湾位置図	26
参考3 赤野井湾流域流出水対策推進計画区域図	27
参考4 用語解説	28
参考5 第8期琵琶湖に係る湖沼計画における水質目標値設定の考え方について	33

第1章 琵琶湖の水質保全対策の状況

1. 琵琶湖と湖沼水質保全計画

琵琶湖は、400 万年の歴史をもつ世界有数の古代湖であり、面積約 670km²、貯水量約 275 億 m³ にのぼるわが国最大の湖です。

また、多様な生物相に恵まれ、多くの水鳥や 60 種類以上の固有種が確認されており、ラムサール条約*に基づく国際的に重要な湿地として登録されています。

集水域*は 3,174km² におよび、約 460 の大小の河川から流入した水は、瀬田川と琵琶湖疏水から下流へと流れ出て、滋賀県、そして流域府県の 1,450 万人の生活と産業活動を支える水源として、大きな役割を果たしています。

昭和 52 年(1977 年)に、淡水赤潮*が大発生したことを契機として展開された粉石けんの使用推進運動などの県民運動を背景に、滋賀県ではりんを含む家庭用合成洗剤の販売・使用・贈答の禁止や窒素含有量・りん含有量の工場排水規制を盛り込んだ「滋賀県琵琶湖の富栄養化*の防止に関する条例」を昭和 55 年(1980 年)に施行するなど、率先して水質保全対策を推進してきました。

しかし、一般に湖沼は閉鎖性が強く水質の改善が進まないことから、昭和 59 年(1984 年)に水質保全対策を計画的、総合的に推進することを目的とした「湖沼水質保全特別措置法」(以下「湖沼法」といいます。)が制定されました。そして、昭和 60 年(1985 年)に琵琶湖が湖沼法に基づく指定湖沼の指定を受け、滋賀県と京都府は、昭和 61 年度(1986 年度)以降 5 年ごとに「湖沼水質保全計画」(以下「湖沼計画」といいます。)を策定して、集水域(指定地域*)における水質保全施策に取り組んできました。平成 18 年度(2006 年度)からは、琵琶湖の水質保全を図るため、農地・市街地等からの汚濁負荷*削減対策を推進する必要がある地区として、赤野井湾流域を流出水対策地区に指定し、流出水*対策推進計画を策定し、重点的に流出水対策を実施してきました。

また、平成 27 年(2015 年)9 月 28 日に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布、施行されました。この法律に基づき、滋賀県は令和 3 年(2021 年)3 月に「琵琶湖保全再生施策に関する計画(第 2 期)」(以下「琵琶湖保全再生計画」といいます。)を策定し、琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全および再生するために実施すべき施策を総合的かつ効果的に推進しています。湖沼計画を推進するにあたっては、琵琶湖保全再生計画と整合性の確保を図っていきます。

本計画においては、第 2 章では琵琶湖全体の水質保全に向けた取組を、第 3 章では赤野井湾流域における取組を示します。

2. 水質保全対策の実施状況

湖沼計画に基づき、これまで様々な事業を実施することにより、琵琶湖に流入する汚濁負荷を低減してきました。

滋賀県の下水道普及率は平成 12 年度(2000 年度)末には全国平均を上回り、令和 2 年度(2020 年度)末には 91.6%となりました。また、工場排水については、条例で法律に定める基準より厳しい排水基準を設けるとともに、湖沼法に基づき COD* (化学的酸素要求量)、全窒素*および全りん*の汚濁負荷量の規制を行いました。

さらに、これらの生活排水対策や工場排水規制などのいわゆる点源対策*に加え、農地や市街地などから流出する汚濁負荷（「面源負荷*」といいます。）についても、循環かんがい*施設を活用した農業排水の循環利用、環境こだわり農業による化学肥料の削減および濁水の流出防止等、市街地排水対策として透水性舗装など土壌浸透による水質浄化対策、市街地周辺や河口部において一時貯留や植生浄化等による水質浄化対策を実施し、汚濁負荷の削減に努めてきました。

これまでの取組の成果として、琵琶湖に流入する汚濁負荷は、COD、全窒素および全りんのうちいずれも低減されています。また、TOC*（全有機炭素）についても同様の傾向を示しています。（図1）

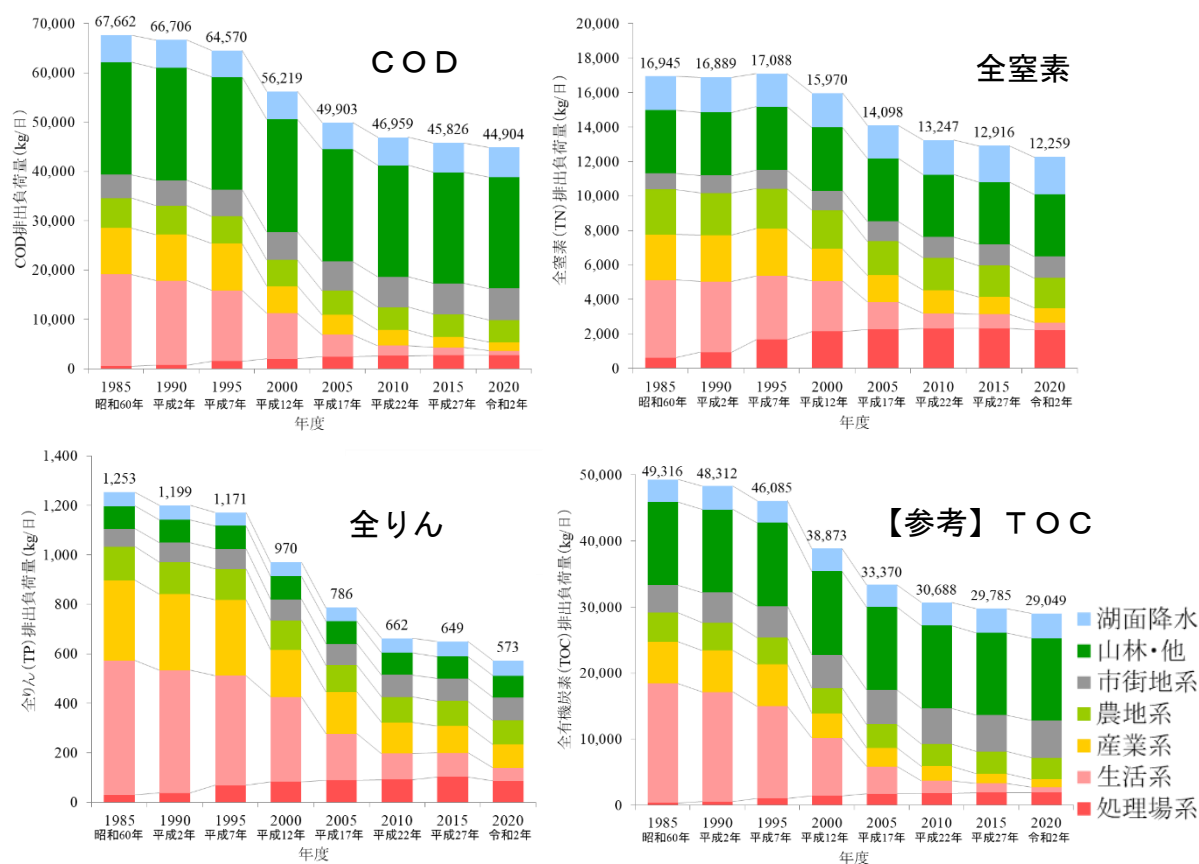


図1 琵琶湖に流入する汚濁負荷量の推移

3. 水質の動向

湖沼計画に基づく総合的な水質保全対策の結果、CODは、北湖で第7期湖沼計画の目標値を達成しましたが、南湖では目標値より高い値となりました。富栄養化の指標とされる全窒素と全りんについてみると、南湖の全りんは目標の達成には至っていませんが、全窒素は北湖、南湖ともに第7期湖沼計画の目標値を達成し、特に北湖の全窒素は、令和元年度（2019年度）、令和2年度（2020年度）と2年続けて環境基準を達成するなど、第3期湖沼計画以降は、琵琶湖に流入する汚濁負荷の削減に伴い改善傾向にあります。また、TOCは、CODと同様の傾向を示しています。（図2）

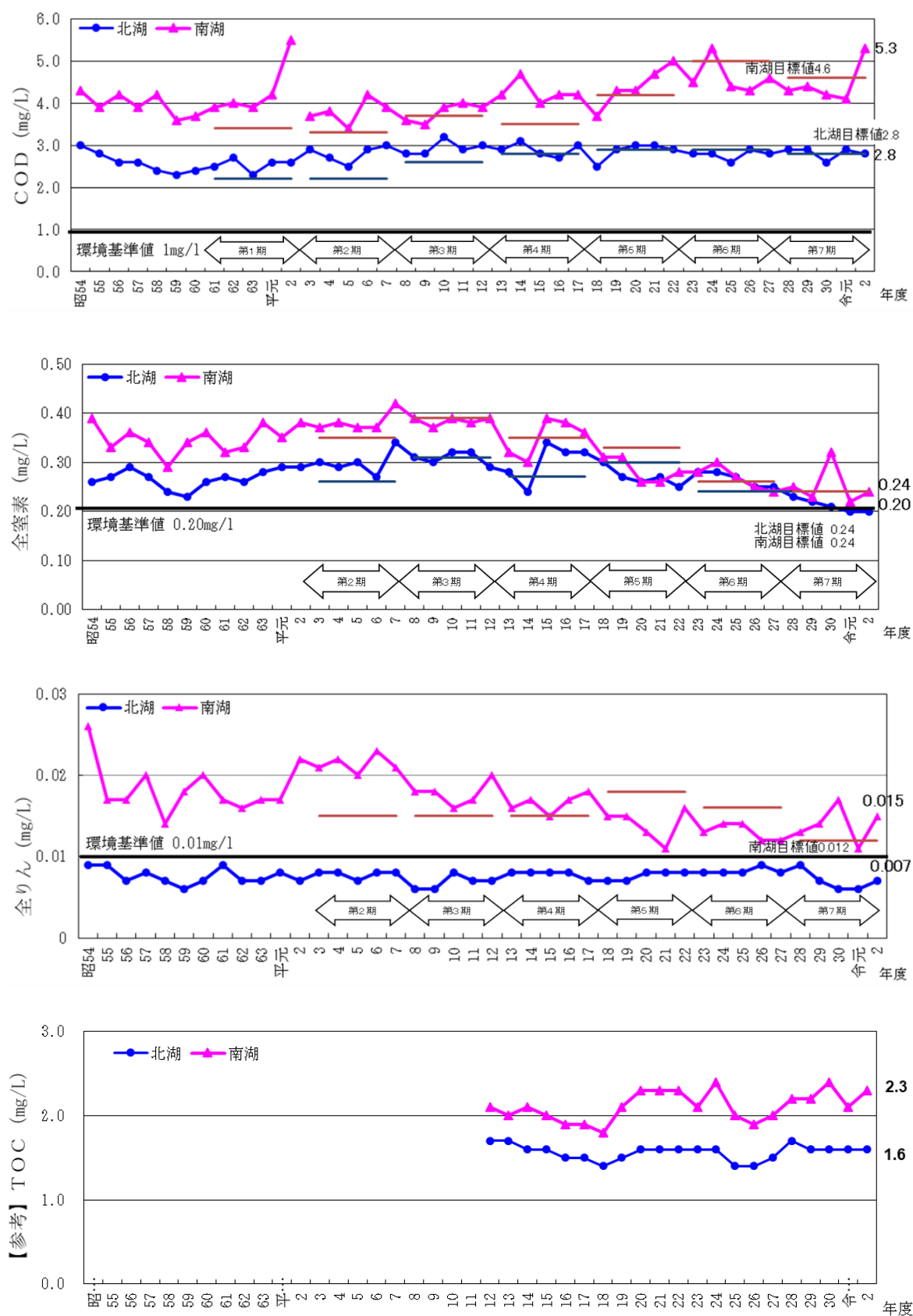


図2 水質の経年変化（— は各計画期間の目標値を示す）

第2章 琵琶湖の水質保全に向けた取組

1. 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)まで

2. 琵琶湖の水質の保全に関する方針

第1期湖沼計画から第7期湖沼計画までの35年間の水質の動向を総括すると、下水道の整備や環境こだわり農業の推進などの各種水質保全対策の進捗により、陸域からの汚濁負荷は低減されており、窒素、りん等は改善傾向が見られますが、水質汚濁に係る環境基準は一部を除き達成できていません。特にCODは、長期的に見ると流入負荷削減対策に連動した減少傾向は示しておらず、TOCも同様の挙動を示しています。また、平成28年(2016年)3月に底層溶存酸素量(底層DO*)が新たな環境基準とされましたが、琵琶湖においては底層DOが2mg/Lを下回る貧酸素の状況が確認されることがあります。この他、植物プランクトンの種組成の変化、水草の大量繁茂、外来動植物の侵入・定着、在来魚介類の減少など生態系の課題が顕在化しています。特に水草は、透明度の上昇や湖水中のクロロフィルa*等の濃度を下げるなどの水質改善に寄与する一面もありますが、湖辺部などにおいて湖面を覆うくらいに大量に繁茂すると、湖流の停滞や水草の枯死体による湖底の泥質化の促進など水質、底質への影響や、悪臭による生活環境への影響、漁業操業への支障、更には生態系への影響を生じさせます。

また、近年、気候変動の影響として懸念されている平成30年度(2018年度)、令和元年度(2019年度)に生じた琵琶湖北湖の全層循環*の未完了とそれに伴う北湖深水層の貧酸素状態の長期化、湖底からのりん等の溶出、琵琶湖南湖におけるアオコ*を形成する植物プランクトンの大增殖といった課題が生じています。加えて、プラスチックごみ問題の顕在化等の課題も生じています。

平成26年度(2014年度)には、滋賀県の行政部局と試験研究機関で構成される「琵琶湖環境研究推進機構*」を設置し、水系や生物のつながりの視点から、在来魚介類の生息環境や餌環境の再生を図る研究を進めてきました。

琵琶湖の様々な課題には、気象の変化や外来動植物の増加等様々な要因が関係しています。また、水質の動向からは、湖内の物質循環の様相が大きく変化していることも想定されます。このことから、琵琶湖の水環境の目指すべき姿と水質目標の関係を提示することによって、良好な水質と豊かな在来魚介類を取り戻す取り組みを一層進めることができると考えられます。

また、滋賀県が平成26年度(2014年度)に設置した有識者による「新たな水質管理のあり方懇話会*」において、生態系保全も視野に入れた新たな水質管理の必要性が示されました。

このような背景を踏まえ、第8期湖沼計画においては、以下のとおり、引き続き汚濁負荷の削減に取り組むとともに、良好な水質と豊かな生態系を両立する新たな水質管理手法の検討、気候変動の影響と思われる現象の対策等に向けた調査研究、継続的な水草の大量繁茂対策等に取り組むこととします。

○水質保全対策の推進

これまで取り組んできた生活排水対策や工場排水規制などの点源対策や農地、市街地などから流出する汚濁負荷に係る面源対策は有効であることから引き続き推進します。また、水質モニタリングを行い、COD、全窒素、全りん等の動向を把握しながら対策を推進します。

○良好な水質と豊かな生態系を両立する新たな水質管理手法の検討

陸域からの汚濁負荷削減等により全窒素や全りんなどの水質は改善する一方で、生態系の課題が顕在化しています。この一因として、栄養塩*を利用して植物プランクトンが生みだした有機物が、動物プランクトン、さらには魚類へと滞りなく受け渡される過程が円滑でないことが想定され、この円滑さが非常に重要と考えられることから、生態系に関わる物質循環に関する研究を進めるとともに、研究成果等を用いて新たな水質管理手法を検討します。

○気候変動の影響と思われる現象の対策等に向けた調査研究等

琵琶湖北湖の全層循環の未完了とそれに伴う北湖深水層の貧酸素状態の長期化、湖底からのりん等の溶出、琵琶湖南湖におけるアオコを形成する植物プランクトンの大増殖等、気候変動の影響と考えられる未経験の現象が確認されていることから、効果的かつ効率的にモニタリングを実施し、その結果を公表するとともに、気候変動適応策につながる科学的知見を収集します。

○南湖における水草大量繁茂対策の実施

水草の大量繁茂による水質や生態系への影響が懸念されているため、引き続き水草の刈取り・根こそぎ除去等により湖流の回復等を図るとともに、効率的な水草管理手法を検討するための調査・研究を行います。

○プラスチックごみの増加の防止やマイクロプラスチック*に係る知見の集積等

琵琶湖におけるプラスチックごみの増加を防止するため、プラスチックごみの発生抑制や適正処理に向けた取組を実施します。また、生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチックは、琵琶湖でも検出されており、現時点では琵琶湖において懸念される影響は見られないものの、発生メカニズム等の実態や長期的な視点での生態系への影響など、科学的知見は未だ十分ではない状況にあることから、マイクロプラスチックに関する科学的な知見の収集等を実施するとともに、マイクロプラスチックに関するわかりやすい情報発信を実施します。

○赤野井湾における水質改善

赤野井湾へ流入する汚濁負荷は減少傾向にあるものの、水深が浅く閉鎖性の高い地形であることに加え、湾外に大量に繁茂した水草等の増加によりさらに閉鎖性が高まり、湾内の水質改善にまでは至っていないため、引き続き赤野井湾流域流出水対策推進計画に基づき、さらなる汚濁負荷削減対策等に取り組めます。また、湾内の水質変動要因を把握するため、水質および植物プランクトン等のモニタリングを実施します。

3. 計画期間内に達成すべき目標

水質環境基準の確保を目途としつつ、計画期間内に達成すべき目標として、COD、全窒素、全りんについて目標値を定め、琵琶湖の水質の維持・改善を図ります。なお、すでに環境基準を達成している北湖の全窒素、全りんについては、現状水質が維持されるよう努めます。

〈水質目標値〉

(mg/L)

項 目			現 状 (令和2年度)	令和7(2025)年度	
				対策を講じない 場合	対策を講じた 場合(目標値)
C O D	75%値	北湖	2. 8	2. 8	2. 8
	(環境基準値1.0)	南湖	5. 3	4. 5	4. 5
	(参考)	北湖	2. 5	2. 5	2. 5
	年平均値	南湖	3. 5	3. 2	3. 2
全窒素	年平均値 (同0.20)	北湖	0. 2 0	0. 2 0	0. 2 0
		南湖	0. 2 4	0. 2 5	0. 2 4
全りん	年平均値 (同0.010)	南湖	0. 0 1 5	0. 0 1 8	0. 0 1 5

※目標値は「琵琶湖流域水物質循環モデル」(滋賀県琵琶湖環境科学研究センター)の算定結果を基に設定。

※各環境基準点のCODは75%値、全窒素と全りんは年平均値を算出し、最も高い地点の値を現状に記載。

※COD(年平均値)は、各環境基準点の年平均値の全地点平均値。

〈参考：北湖の全りんの状況〉

(mg/L)

項 目			現 状 (令和2年度)	令和7(2025)年度	
				対策を講じない 場合	対策を講じた 場合
全りん	年平均値 (同0.010)	北湖	0. 0 0 7	0. 0 0 7	0. 0 0 7

琵琶湖流域水物質循環モデルではCODの目標値を算出するためTOCを用いた算定を行っており、その結果を以下のとおり示します。なお、TOCについては、達成すべき水質環境基準項目ではありませんが、湖内の有機物の濃度を表しています。

〈参考：TOCの状況〉

(mg/L)

項 目			現 状 (令和2年度)	令和7(2025)年度	
				対策を講じない 場合	対策を講じた 場合
T O C	年平均値	北湖	1. 6	1. 6	1. 6
		南湖	2. 3	2. 2	2. 2

※TOC(年平均値)は、各環境基準点の年平均値の全地点平均値。



4. 計画の目標および対策と長期ビジョンをつなぐ道筋

第五次滋賀県環境総合計画に掲げる琵琶湖とそれを取りまく森・川・里などの滋賀の環境の目指す将来の姿、目標の達成に向けて、湖沼計画では5年ごとに目標を掲げ、計画的に水質保全対策を実施し、水質の維持・改善を図ります。

また、湖沼計画に基づき琵琶湖の水質保全に向けた取組を推進することは、持続可能な開発目標（SDGs）や琵琶湖版 SDGs であるマザーレイクゴールズ（MLGs）の達成にも貢献するものです。

第五次滋賀県環境総合計画の概要

この計画は、滋賀県環境基本条例に基づき、持続可能な経済・社会活動の基盤となる環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境行政の基本計画であり、長期的な目標、施策の方向、行動視点など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の基本的方向性を示すものです。

計画の期間は、平成31年度（2019年度）から令和12年度（2030年度）までの12年間とし、目指す将来の姿を「琵琶湖を取りまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」としています。

また、「いかに環境負荷を抑制するか」という視点に加え、人間が「いかに適切に環境に関わるか」というより広い視点を取り入れ、計画の目標を「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」とし、『共生』『守る』『活かす』『支える』『協働』の3つの施策展開の視点を通して、「琵琶湖を取りまく環境の保全再生と自然の恵みの活用」「気候変動への対応・環境負荷の低減」「持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着」「国際的な協調と協力」の4つの施策の方向性の柱のもと、各分野の施策の方向性を示しています。



第五次環境総合計画の計画目標の概念図

マザーレイクゴールズ（MLGs）の概要

MLGsは、「琵琶湖」を切り口とした令和12年（2030年）の持続可能社会への目標（ゴール）です。

MLGsは、琵琶湖版のSDGsとして、令和12年（2030年）の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖を切り口として独自に13のゴールを設定しました。

持続可能な社会を実現するための目標としては、SDGsがあります。SDGsは、国連が定めた世界規模の目標なので、日本で、とりわけ自分の地域での行動を考える時、随分遠いことのように感じられることもあります。

そこで、より多くの多様な主体が、琵琶湖を守るための自発的、主体的な取組を通じてSDGsをより自分ごととして捉えられるよう、SDGsと地域・現場の取組との間におく目標がMLGsです。

琵琶湖保全の協働のプラットフォームであったマザーレイクフォーラムの活動を基に作り上げられたMLGsは、琵琶湖を通じて自分たちの活動がSDGsにつながっていることを発見する仕組みであり、MLGsの取組は身近な現場の活動をエンパワーするものと言えます。



マザーレイクゴールズ（MLGs）の13のゴール

5. 水質の保全に資する事業

生活排水対策として、持続可能な污水处理システムの構築に向け、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等のそれぞれの有する特性、経済性、水質保全効果等を総合的に勘案して、適切な役割分担の下での計画的な整備を促進し、計画的かつ効率的な施設の維持管理や更新を推進します。

また、廃棄物処理施設の整備、湖沼の浄化対策等を実施します。

(1) 持続的な污水处理システムの構築

滋賀県内の污水处理施設の普及率

	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
下水道	91.6 %	94.7 %
農業集落排水施設等	5.0 %	3.4 %
浄化槽	2.4 %	1.8 %
合計	99.0 %	99.8 %

※目標は「滋賀県污水处理施設整備構想 2016」より設定

※普及率は、整備人口/総人口で算出

① 下水道の整備

これまで琵琶湖の水質保全を図るため、生活排水等に係る汚濁負荷の削減対策として、下水道の整備を中心に実施してきました。

指定地域内における下水道の整備状況は、令和2年度（2020年度）末において「湖南中部」、「東北部」、「湖西」および「高島」の4処理区からなる琵琶湖流域下水道、大津市、近江八幡市、甲賀市および高島市の単独公共下水道が事業実施されており、その全てで終末処理場が稼働しています。また、これらの全ての終末処理場で高度処理を行っています。令和2年度（2020年度）末における指定地域内処理人口は129万7千人、指定地域内普及率は91.6%に達し、今後も面的整備を進めます。

また、処理場で発生する汚泥を有効利用するとともに、各流域下水道終末処理場で新たに増設ならびに改築する施設については窒素のより高度な処理方式を導入します。

② 農業集落排水施設等の整備

指定地域内における農業集落排水施設の整備状況は、令和2年度（2020年度）末において、処理人口で7万人です。

今後、農業集落排水施設等については、適正な維持管理を行い、処理水の汚濁負荷の削減を図ります。

③ 浄化槽の整備

浄化槽について、法定検査受検率の向上等による適正な維持管理および更新を推進するとともに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進します。

(2) 廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設の整備やその支援などにより廃棄物の適正な処理を進め、不法投棄等の不適正処理に起因する水質汚濁の防止を推進します。

(3) 湖沼の浄化対策

湖沼の浄化対策として以下の対策を実施します。

①水草の除去

琵琶湖の湖流や底層DOおよび生態系を回復させ、湖底底質の保全および改善等を図るため、大量繁茂が課題となっている南湖をはじめ琵琶湖において、水草の表層刈取りや根こそぎ除去を実施します。また、水草刈取り除去を実施する市町に対して必要に応じ補助を行います。

刈取り除去した水草は堆肥化し、住民に配布するなど有効利用を推進します。

水草の効率的な刈取り除去や有効利用を推進するため、対策手法の検討や技術開発に係る支援を行うとともに、抜本的な課題解決のために必要な調査研究を実施します。

水草を摂食するなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進します。

②湖底の環境改善

湖底の環境改善により健全な生物生息空間を再生する一環として、琵琶湖南湖において湖底の耕うんや平坦化、砂地の造成*などを推進します。

(4) 流入河川等の浄化対策

流入河川等の浄化対策として以下の対策を実施します。

①内湖*の浄化対策

琵琶湖周辺に分布する内湖の水質浄化機能の回復を図るため、水質が悪化した内湖のうち、木浜内湖等において覆土等（植生護岸含む）を実施します。西の湖において、気候変動の影響も見据えた水質改善対策の検討を進めます。

②河川の浄化対策

琵琶湖に流入する河川の水質浄化を図るため、赤野井湾において、出水時に内湖を活用して汚濁物の自然沈降を促す浄化施設を整備します。また、生態系に配慮した多自然川づくりによる河川改修やダム湖の水質保全および水質の把握に向けた取組を進めます。

6. 水質の保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

①排水規制等

水質汚濁防止法に基づき、国では日平均排水量が 50m³ 以上の特定事業場に対し排水基準を適用していますが、滋賀県では、日平均排水量 10m³ 以上の特定事業場に対し、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量等について上乘せ排水基準*等を適用し、規制を実施します。

これらの排水規制等の遵守徹底を図るとともに、公害発生の未然防止を目的として、対象事業場への立入検査、届出指導等を実施します。立入検査にあたっては、必要に応じ市町と連携を図っていきます。

②汚濁負荷量の規制

化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量については、湖沼法に基づき、日平均排水量が 50m³ 以上である湖沼特定事業場に対し、汚濁負荷量規制基準を適用し、その遵守の徹底を図ります。

③指導等

排水規制の対象外となる工場・事業場に対しては、必要に応じ汚水または廃液の処理方法の改善等の指導を行います。また、各市町が工場・事業場に対して行う下水道接続促進に対する取組に対して支援を行います。

(2) 生活排水対策

県内全域を生活排水対策重点地域に指定し、各市町の「生活排水対策推進計画」に基づく対策を推進するとともに、「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」によって義務づけた住宅の新築における浄化槽(合併処理浄化槽)の設置の徹底を図ります。

①下水道への接続の促進

生活排水に係る汚濁負荷削減対策として、下水道の供用区域では遅滞なく生活排水を下水道に流入させるよう、各市町が行う接続率向上に向けた啓発、指導の取組に対して支援を行います。

②浄化槽の適正な設置、管理の確保

滋賀県においては、建築基準法に基づく浄化槽の適正な設置の確保ならびに各市町が行う浄化槽法に基づく浄化槽の適正な設置の確保、保守点検、清掃および法定検査の実施等による適正な管理を確保する取組に対して支援を行います。

京都府においては、京都市が浄化槽の適正な設置および適正な管理の確保のための指導等を行います。

③水環境への負荷の少ないライフスタイルの確立

一人ひとりが暮らしの中で、水環境にできるだけ負荷を与えない行動を自ら考え、主体的に実践することができるよう、暮らしと水環境とのつながりや影響を学ぶ環境学習の推進や、環境に配慮した生活(エコライフ)に関する情報提供、啓発を行います。

(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」および「滋賀県における家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るための計画」に基づき、家畜排せつ物の管理の適正化を図ります。

また、耕種農家*と畜産農家の連携(耕畜連携)を進め、稲わら等と堆肥の交換利用の促進を図ることによって有機物資源の循環システムを構築するとともに、家畜排せつ物の循環利用や畜産農家に対する家畜排せつ物の適正な管理の指導を行い、畜産系からの汚

濁負荷の削減を図ります。

(4) 魚類養殖に係る汚濁負荷対策

魚類の養殖用施設については、飼料の適正投与、へい死魚の適正処理等、必要に応じて指導等を行います。

(5) 流出水対策

①農業地域対策

滋賀県では、「滋賀県環境こだわり農業推進条例」および「滋賀県農業・水産業基本計画」に基づき、化学合成農薬、化学肥料の使用量を慣行より相当程度減らすことや農業排水の適正管理等を行うことにより、琵琶湖等の環境への負荷を減らす技術を用いて行われる「環境こだわり農業」をさらに推進し、「環境こだわり農産物」の生産拡大を図ります。

また、農業者等地域が主体となって農地や農業用施設等の適正な管理を進めるとともに、透視度調査や啓発活動など農業濁水防止活動を実施し、琵琶湖への負荷削減を図る取組を推進します。

さらに、農業と環境との調和に配慮するため、「みずすまし構想*」に基づき、農業用排水施設の計画的な整備と適正な維持管理、農業排水の循環利用などの施策を推進するとともに、これまでに整備した施設を地域で適正に維持管理し、琵琶湖への流入負荷削減を図ります。

京都府においては、「人と環境にやさしい農業推進プラン」の考え方、「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に拠る京都府「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」に基づき、営農の実情に即した化学農薬および化学肥料の施用量の低減等を図ります。

②市街地対策

降雨等に伴い道路や市街地から流出する汚濁負荷に関しては、地域住民の協力のもと小水路等の清掃を行います。また、歩道の透水性舗装や公共施設における雨水の貯留浸透施設の整備、雨水排水の地下浸透工法の活用による河川への汚濁負荷の流出抑制に努めます。

また、下水道事業の一環として、草津市、守山市の一部地域において、市街地からの雨水排水を一部貯留し、沈殿等により浄化する市街地排水浄化対策施設を設置しており、この施設の運用を行います。

③自然地域対策

森林等自然地域から降雨等に伴い流出する汚濁負荷に関しては、実態把握に努めつつ、土壌浸食や崩壊による汚濁負荷の流出を防止するために自然地域の適正な管理に努めます。

④流出水対策地区における重点的な対策の実施

湖沼法第25条～第28条の規定に基づき、流出水対策地区として赤野井湾流域を

指定し、流出水対策推進計画を定めるとともに、同計画に基づき重点的な対策を実施します。なお、赤野井湾流域流出水対策推進計画は第3章に示すとおりです。

(6) その他の負荷低減対策

①琵琶湖におけるレジャー利用の適正化

琵琶湖における適正なレジャー利用を推進し、レジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づき、プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンの使用禁止対策を実施します。

②散在性ごみ防止に係る啓発

環境美化監視員によるごみの散乱防止のための監視・啓発を実施します。

③プラスチックごみ等の増加の防止

陸域から琵琶湖へのプラスチックごみの流出を防ぐため、関係機関等との連携を図るとともに、「滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」も活用し、県民や事業者等によるプラスチックごみの発生抑制など、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の一層の推進と適正処理の実践を推進します。また、マイクロプラスチックに関する科学的な知見の収集等を実施するとともに、わかりやすい情報発信を実施します。

(7) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

①緑地の保全

指定地域内の緑地については、湖沼計画中の各種汚濁源対策等とあいまって琵琶湖の水質の保全に資するよう、自然環境保全法、自然公園法、森林法、都市計画法、都市公園法、都市緑地法、河川法等の関係諸制度の的確な運用による開発の規制等を通じて配意し、指定地域内の緑地の保全に努めます。

②湖辺の自然環境の保護

湖辺のヨシ群落*については、琵琶湖の環境保全のための多様な機能を果たしていることから、「琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」による「ヨシ群落保全基本計画」に基づき、地域の自然的条件等を十分把握し、効果的な方法により、ヨシ刈りや清掃等のヨシ群落の維持管理事業を実施し、ヨシ群落の保全・再生を図ります。また、長浜市において、琵琶湖ヨシ群落自然再生事業を実施します。

(8) 公共用水域の水質監視

滋賀県、国、大津市および独立行政法人水資源機構は、琵琶湖の水質状態を的確に把握するため、引き続き琵琶湖の51地点および流入出河川の31地点において、水質の監視、測定を行います。

また、新たに環境基準項目とされた底層DOについては、国による類型指定を踏まえ、監視・測定を実施するとともに、国とも連携し、目標とする達成率や達成期間の検討を進めます。加えて、琵琶湖北湖第一湖盆等の底層DOや湖底に生息する生物の生息状況の把握に努めます。

滋賀県では動植物プランクトンについての調査を行い、湖内の生態系の面から富栄養化等の水質動向を把握します。また、水質監視について、体制の整備や必要な分析機器の維持・更新などを行います。

なお、琵琶湖および流域のモニタリングについて、より適切な水質監視の観点から、測定計画の改定を図るとともに、効果的かつ効率的にモニタリングを実施します。

(9) 調査研究の推進

滋賀県、国、国立研究開発法人国立環境研究所（平成 29 年(2017 年) 4 月に一部機能移転（国立研究開発法人国立環境研究所琵琶湖分室を設置））をはじめ、独立行政法人水資源機構、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構や大学等、多くの関係機関の連携・協力により琵琶湖の水質保全等に関する調査研究を推進します。

特に滋賀県では、琵琶湖での水草の大量繁茂や侵略的外来水生植物の生育面積の拡大、外来魚の増加、湖底の泥質化等、様々な問題が顕在化しています。さらに、琵琶湖北湖の全層循環の未完了とそれに伴う北湖深水層の貧酸素状態の長期化、湖底からのりん等の溶出、琵琶湖南湖におけるアオコを形成する植物プランクトンの大增殖等、気候変動の影響と考えられる未経験の現象が確認されていることから、こうした課題に対応するために、気候変動の影響も考慮して琵琶湖の水質汚濁・生態系メカニズム解明調査を実施するなど以下の調査研究等を推進し、その結果の公表や活用に向けた取組を進めます。

- ・ 栄養塩を利用して植物プランクトンが生みだした有機物が、動物プランクトン、さらには魚類へと滞りなく受け渡される要件と指標に関する調査研究を実施し、良好な水質と豊かな生態系を両立する新たな水質管理手法の検討を進めます。
- ・ 気候変動の影響を見据えた水質改善対策（植物プランクトンの大繁殖や底層の貧酸素化の抑制）に係る検討を進めます。
- ・ 琵琶湖環境研究推進機構において、良好な水質と多様で豊かな生態系が両立する琵琶湖の在来魚介類のにぎわい復活に向け、水系や生物のつながりの視点から、湖沼水環境の保全または修復方法について調査研究を進めます。
- ・ 底層DOについては、効率的・効果的なモニタリング方法を構築します。
- ・ 南湖生態系に影響を及ぼす湖底環境等に関する研究を実施します。
- ・ 流出水対策地区である赤野井湾において、水質汚濁メカニズムを解明するため、流域、湖辺、湖内の総合的な調査・解析を実施します。
- ・ 琵琶湖の環境保全に資する森林づくりに関する調査研究を実施します。
- ・ 平成4年度(1992 年度)から 10 年度(1998 年度)にわたり実施した赤野井湾の底質改善事業（汚泥の浚渫*、覆砂）の効果を評価するため、赤野井湾の底質や底生生物等のモニタリングを継続します。
- ・ 良好な漁場の保全を図るために、漁場の悪化要因究明の調査研究や在来魚介類資源の回復に向けた技術開発研究を実施します。

(10) 自然生態系の保全と自然浄化機能の回復

①森林・農地等の保全と利用

森林や農地の持つ水源かん養*機能に着目し、生態系等の保全を図るため、里山林の保全・確保を積極的に取り組むとともに、その適正な利用と管理を通して、これらの土地形態が持つ機能の維持・増進を図ります。

また、水源かん養をはじめとする多面的機能を持続的に発揮させるため、水源かん養保安林*等の適正な配備を進め、森林の保全および管理を推進します。

②流域における対策

農村地域を中心に、ため池等の多様な生態系の保全・回復を図るとともに、自然浄化機能を活用した浄化対策を推進します。

また、「魚のゆりかご水田プロジェクト」として、魚類の産卵等の場となる水田と琵琶湖とのつながりを形成するため、魚類が遡上しやすい魚道づくり等を実施するとともに、併せて「琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語創造プロジェクト」や「豊かな生きものを育む水田づくり出前事業」を実施することで、豊かな生きものを育む水田づくりに取り組む組織数の増加を目指します。

③湖辺における対策

湖辺におけるヨシ群落の保全と造成および再生、砂浜の保全、前浜*の維持管理など、多様な生態系を活かした湖沼環境の保全と回復に資する事業を展開します。

また、内湖などの湿地帯（エコトーン）やビオトープ*は、琵琶湖固有の動植物、特にコイ科魚類を中心とした在来魚の産卵・成育場所や環境学習の場等として重要な役割を担うなど様々な価値を有していることから、早崎内湖をはじめとした内湖本来の機能の保全および再生やビオトープの活用を推進します。

④湖沼生態系の保全と回復

琵琶湖の生態系等を保全・回復し、水質を保全するため、琵琶湖固有の魚類等の種苗の湖沼への放流や、在来生物に影響を及ぼすオオクチバスやブルーギル等の外来魚の効果的かつ徹底的な防除に努めるとともに、ニゴロブナなど魚類の重要な産卵繁殖場であるヨシ帯の造成や覆砂による砂地の造成事業を実施します。

また、侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウ等の駆除や巡回・監視を行い、在来生物の保全等を図ります。

(11) 地域住民等の協力の確保等

水質の保全に向けて地域住民等の協力の確保等を図るため、次の支援等を実施します。

①地域住民等の参画の促進

農村の身近な地域環境の改善に取り組むグラウンドワーク活動や上流と下流の住民の交流と連携を進める森林ボランティア活動を支援します。

また、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」で定められている環境美化の日を基準日とした環境美化活動や、7月1日「びわ湖の日」を中心とした琵琶湖に関わる様々な活動を、地域住民や事業者など多様な主体の参画を得ながら推進します。

②環境学習の推進と環境保全活動の支援

身近な環境に関心を持ち、環境について理解を深め、環境を守るための行動につながるよう幼児期から段階的に環境学習を推進するため、様々な支援を行います。

③流域における住民活動への支援

住民が目的意識を持ち、自発的に流域単位で横断的なネットワーク組織を立ち上げ、主体的な運営がなされるよう情報の収集や発信などを通じその活動への支援を行います。また、漁業者等が行うヨシ帯等の保全など地域の取り組みを支援します。

④多様な主体の参画の促進

琵琶湖に関わる多様な主体をつなぎ、様々な活動や事業の創発を促進することにより、マザーレイクゴールズの達成に寄与します。また、琵琶湖の保全再生と活用との好循環の推進に向けた琵琶湖の価値や課題の発信、多様な主体のネットワークによる琵琶湖の活用・保全再生への参画を推進します。

多様な主体による協働を推進するため、「琵琶湖サポーターズ・ネットワーク」の活動により、情報共有・情報交換のためのシステムや協働を推進するための仕組みを構築します。

⑤啓発活動

湖沼計画を的確かつ円滑に遂行するため、国、府、県、市町、事業者、住民等が緊密に協力しながら計画の実施に当たるものとします。そのため、事業者、住民に対しての広報活動を通じて、琵琶湖の水質状況、湖沼計画の趣旨、内容等の周知を図ります。また、広く水環境を守る生活実践活動を促進し、地域活動に対する指導や助言を行い、湖沼計画の実施に関して理解と協力を求めます。

(12) 南湖における水質保全対策

南湖の富栄養化現象の著しい東岸部の3地域（赤野井湾、中間水路、浮舟）については、各種水質保全対策を連携しながら集中的に実施します。また、対策完了箇所については、継続して流入負荷削減を進めるために適正な維持管理に努めます。

(13) 南湖の再生プロジェクト

顕著な改善傾向が見られない水質状況や外来種の増加等の課題を抱えている南湖の再生を目的として、国、関係市町および独立行政法人水資源機構と連携しながら「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく南湖の再生プロジェクトを推進し、生物多様性の回復や水質の改善により生態系の回復を図ります。

(14) 関係地域計画との整合

湖沼計画の実施に当たっては、琵琶湖保全再生計画のほか、指定地域の開発に係る諸計画に十分配慮し、これら諸計画との整合性の確保を図るとともに、琵琶湖の水質保全に関する諸計画・制度の運用に当たっては、湖沼計画の推進に資するよう十分配慮します。

(15) 事業者等に対する助成

政府系金融機関による融資制度とともに、府、県および市町等の融資制度の活用により、事業者等による汚水処理施設の整備等を促進します。

(16) 関係機関等との連携および情報発信

国内外の湖沼を有する地域・国際機関との連携等を通じ、湖沼を世界の水を巡る議論の主要課題とし、琵琶湖の環境保全さらには世界の湖沼・水環境保全を推進します。

第3章 赤野井湾流域流出水対策推進計画

赤野井湾流域流出水対策推進計画（以下「流出水計画」といいます。）は、湖沼法第25条～第28条の規定に基づき、赤野井湾流域を対象として流出水対策を重点的、集中的に進めていくために定めたものです。第5期湖沼計画（平成18年度から平成22年度）に初めて位置づけて以降、継続的に取組を実施しています。

1. 計画策定の経緯

赤野井湾は、琵琶湖南湖の北東部に位置し、湾内の面積は、1.4km²の内湾で、閉鎖性が強い水域となっています。流域には、草津市、守山市、栗東市および野洲市の4市が含まれ、その面積は31.4km²と、湾内の面積の20倍以上になり、多くの河川が合流と分流を繰り返し、主要8河川を通じて赤野井湾へ注ぎ込んでいます。

流域で最も大きな面積を占める守山市は、昭和20年代まで、ホテルの棲むきれいな水の流れる川がたくさんある町として知られていました。しかし、開発が進むなかで、河川の汚れやアオコの発生など様々な問題が出てきたことから、県や国、そして県民それぞれの立場で、赤野井湾の水環境を保全するための取組が進められてきました。その中で、生活排水対策や工場排水規制といった取組により点源からの汚濁負荷削減は進みましたが、一方で市街地や農地などの面的な発生源からの流入負荷削減については、さらに取り組む必要がありました。

そこで、平成17年(2005年)に改正された湖沼法に定められた流出水計画を、赤野井湾流域を対象として策定することとしました。

計画策定にあたっては、地域住民、利害関係者、学識経験者等からなる赤野井湾流域流出水対策推進連絡会にて、関係行政機関とも情報を共有しながら、議論を進めました。

2. 平成28年度から令和2年度における取組の評価と課題

(1) 取組の評価

3期目となる平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)の流出水計画では、環境こだわり農業の推進、循環かんがい施設を活用した農業排水の循環利用、農業濁水流出防止の啓発といった農業排水対策や、降雨時の雨水流出を一時貯留する雨水幹線の整備、透水性舗装の整備といった市街地排水対策、河川河口部において汚濁物の自然沈降を促す浄化施設の維持管理、草刈りや清掃活動といった河川等の環境美化活動、湾内の水生植物の刈取りによる環境改善に加え、湾内および河川においてオオバナミズキンバイをはじめとした侵略的外来水生植物の防除に取り組みました。また、地域の様々な団体や住民、行政等が一緒になり、環境負荷の少ないライフスタイルの普及啓発や環境学習の推進といった汚濁負荷削減の取組を広く展開するための啓発活動や、現状を把握し各取組の効果を確認するために、流入河川や湾内の環境モニタリング等を行ってきました。

赤野井湾流域は市街化が進み、人間活動による汚濁負荷の増加が懸念される中、赤野井湾に流入する河川におけるBOD*や全窒素、全りんについては、平成18年度(2006年度)の流出水計画策定当時から改善傾向ないしは横ばいであり、同様にホテル

についても、飛翔地点数が増加傾向を示していることから、流出水計画で掲げた赤野井湾のあるべき姿に近づいています。

また、赤野井湾における水質については、CODや全りん、透明度には改善傾向が見られていませんが、全窒素に改善傾向が見られることや流入河川の状況から、今後改善が期待されます。

湾内の底質は全体としては泥の割合が高く、底生生物のうち、シジミが棲みやすい環境にはなっていませんが、過去に覆砂を実施した区域においては、シジミ稚貝が比較的高い密度で確認されています。また、在来魚介類のうち、ホンモロコについては、近年、放流魚の回帰、産卵が確認され、さらに、年々産卵数の増加が見られています。

なお、湾内のハス群落については、閉鎖性を高めること等が懸念されていましたが、平成28年度(2016年度)に消失し、その後再生は見られていません。

(2) 取組の課題

取組を進めていく中で、次のような課題が考えられます。

- ・ 湾内の水質改善および在来魚介類の生息環境改善
 - － 湾内の水質改善には至っておらず、底生生物の生息環境についても、改善が求められる
 - － 農業排水などによる水質等への影響が懸念される
- ・ オオバナミズキンバイ等侵略的外来水生植物の防除
 - － 生育面積は減少したが、機械駆除困難区域への対応、駆除済み区域における監視等が必要
- ・ プラスチックごみ等の対策
 - － 河川から湾内に流れ込み、湖底に堆積するプラスチックごみ等について、状況把握、発生抑制、回収等が必要

3. 赤野井湾流域流出水対策の実施の推進に関する方針

(1) 取組の目標

【赤野井湾流域のあるべき姿】

赤野井湾流域ではホタルが舞い、湾内ではシジミが棲めるような水・湖底環境に維持・改善され、流域に暮らすすべての人々が誇りをもてる地域になっている。

(理由)

赤野井湾流域では、流出水計画の策定以来、先に示したような取組を実施し、湾内への流入負荷削減に努めた結果、計画策定以前より流入負荷は削減されてきました。しかし、現在の湾内の水質は依然として、CODは環境基準の湖沼B類型、全窒素と全りんは湖沼V型に相当し、富栄養化が進行し汚濁した状況にあります。

流出水計画では、長期的な目標として赤野井湾流域のあるべき姿を掲げ、具体的には湾の底が見える程度の透明度と、シジミが生息するのに適しているとされる環境基準湖沼A類型に相当する水質になるよう事業を展開します。シジミが生息できる環境

条件については、水質だけでなく、底質も重要であり、一体として保全を進める必要があります。

赤野井湾から離れた地域に暮らし、日頃は赤野井湾のことをあまり意識されていない人々にも、赤野井湾と暮らしとのつながりを意識し、流出水計画を実践いただけるよう、ホタルを赤野井湾流域流入河川の象徴、シジミを赤野井湾内の象徴として、流域と湾内での取組を結びつけることができるようにしました。

(2) 計画推進体制等について

流出水計画に基づき、各主体が進める各事業や活動について、取組の進捗状況やモニタリングの結果を持ち寄り、情報を共有し、赤野井湾流域で活動する各主体が連携していくための連絡会を年1回程度開催します。また、本計画の取組について県民に広報・発信していきます。

4. 赤野井湾流域流出水の改善に資する具体的方策に関すること

流出水の水質を改善するために、具体的には以下の取組を実施します。

(1) 農業排水対策

農業排水による負荷の削減等のために、次の活動を進めます。

活動内容	実施時期	主な関係者
①(水稻) 流域における環境こだわり農業による生産を拡大する。	～令和7年度	守山南部土地改良区 法竜川沿岸土地改良区 J A レーク滋賀 県（食のブランド推進課）
②（麦）緩効性肥料等による施肥改善を進め、肥料の流出負荷の削減を図る。		守山南部土地改良区 法竜川沿岸土地改良区 J A レーク滋賀 県（農業経営課）
③農業用プラスチック類や不要農薬を回収する。	年1回 （プラスチック） 2年に1回 （農薬）	J A レーク滋賀
④農業組合長会議や、集落毎に農談会を開催し、浅水代掻きの実施や濁水流出防止等の啓発を行う。	～令和7年度	J A レーク滋賀 守山市
⑤「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」を活用し、田園の持つ豊かな自然環境や、その基盤となる農地・農業用水等の保全を、共同活動を通じて推進する。	～令和7年度	各農業組合 各自治会 守山市 県（耕地課、農村振興課）

⑥循環かんがい施設を適正に維持管理し運用する。 ○守山南部地区（矢島町、赤野井町、石田町、十二里町、大林町、欲賀町、森川原町、山賀町、杉江町） ・循環かんがい施設、浄化池、浄化型排水路 ○木浜地区（木浜町） ・循環かんがい施設、浄化池、浄化型暗渠排水、浄化型幹線排水路 浄化池は「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策*」を活用し適正に維持管理を行う。	毎年、かんがい期に使用する。	守山南部土地改良区 守山市 木浜の資源環境を守る会 木浜土地改良区 守山市
---	-----------------------	---

(2) 市街地排水対策

市街地や道路に堆積し、降雨時に流出する汚濁負荷の削減等のために、次の活動を進めます。

活動内容	実施時期	主な関係者
①守山栗東雨水幹線整備事業（守山市三宅町地先～栗東市出庭地先）で整備する管渠*に降雨の一時貯留機能を持たすことにより、雨水流出に伴う汚濁を削減する。降雨終了後に、貯留水の上澄みは新守山川に放流し、管渠内に沈殿した汚濁負荷を多く含む水は汚水幹線管渠に排出し、湖南中部浄化センターで処理する。	～令和7年度	守山市 県（下水道課）
②雨水排水の一部を地下浸透させ、地下水のかん養や排水路から河川への排水負荷の軽減のため、県道・市道の透水性舗装の整備（歩道）を行う。 市道：歩道設置延長（予定） 伊勢20m	～令和7年度	守山市

(3) 河川等の浄化対策

湾内へ流入する汚濁負荷の削減等のために、河川等において次の浄化対策等を進めます。

活動内容	実施時期	主な関係者
①天神川の河口部において、出水時対策として内湖を活用して汚濁物の自然沈降を促す浄化施設の整備に向けて取り組む。	～令和7年度	県（流域政策局）
②天神川、山賀川、堺川、守山川の河口部に整備した一時貯留施設や内湖を活用して汚濁物の自然沈降を促す浄化施設、水生植物による植生浄化機能等を維持・運用する。		

③道の駅草津から堺川までの一部区間における環境配慮型の堤脚水路（ビオトープ型堤脚水路）の維持管理を行う。	～令和 7 年度	（独）水資源機構琵琶湖開発総合管理所 県（琵琶湖保全再生課）
④河川の浚渫事業、水辺環境保全活動の支援を行う。	～令和 7 年度	守山市
⑤年間を通じて河川に生物が生息できるように水の涸れる非かんがい期に水を確保する方策を調査する。	～令和 7 年度	NPO法人びわこ豊穰の郷
⑥市内の河川に揚水を放流し、河川環境を保全する。	～令和 7 年度	守山市
⑦水と緑のふるさとづくり事業として、自治会の設置する揚水ポンプの設置や電気料金の補助を行う。		

（4）湾内の環境改善対策

水質・湖流の改善や汚濁負荷の削減等のために、次の環境改善対策を進めます。

活動内容	実施時期	主な関係者
①水生植物の刈取りを実施する。 ○水生植物の表層刈取りを実施する。 ○水生植物の根こそぎ除去を実施する。	～令和 7 年度	県（琵琶湖保全再生課） 県（水産課） 流域関係者

（5）河川・湾内等の環境美化

河川・湾内等の環境美化のために、次の取組を進めます。

活動内容	実施時期	主な関係者
①清掃活動を実施する。 ○清掃、草刈り、底泥の除去等作業を実施する。 ○木浜内湖の藻、浮草、ごみ等の除去作業を実施する。 ○「自然の川づくり事業」に地域からの参加がさらに得られるよう広く展開を進める。 ○湾内・湖岸のごみの除去作業を実施する。 ○市内の河川の清掃を支援する。 ○赤野井湾再生プロジェクトによる琵琶湖の湖底ごみ除去活動等を実施する。	月 1 回（4 月～11 月）、出水時 月 1 回 年 4 回	木浜自治会 守山漁業協同組合 NPO法人びわこ豊穰の郷 守山漁業協同組合 玉津小津漁業協同組合 守山市 守山市 守山市

(6) 自然生態系の保全と回復

流域の自然生態系を保全・回復し、水環境を保全するために、次の活動を進めます。

活動内容	実施時期	主な関係者
①ゆりかご水田（田にフナの子魚を放流）事業を実施し、固有魚の繁殖と水産資源の回復を図る。	～令和7年度	守山市
②ニゴロブナ仔魚などの水田放流を実施する。	～令和7年度	県（水産課）
③外来魚の集中駆除を実施する。	～令和7年度	玉津小津漁業協同組合 県（水産課）
④湾内・河川でオオバナミズキンバイをはじめとした侵略的外来水生植物について、定期的に巡回・監視を行い、新規の発生や再生を確認した場合は、小規模なうちに早期除去していくことで、管理可能な状態を維持する。	～令和7年度	NPO法人びわこ豊穰の郷 守山漁業協同組合 玉津小津漁業協同組合 守山市 県（自然環境保全課）
⑤平成28年(2016年)に生育不良となった湾内のハスの継続的な調査やデータの蓄積等を含め、適切な管理手法の検討を進める。	平成28年度～	草津市 守山市 県（自然環境保全課） 県（琵琶湖保全再生課）

(7) 啓発事業およびその他の関連事業

汚濁負荷削減の取組を流域関係者に広く展開するため次の啓発事業等を進めます。

活動内容	実施時期	主な関係者
①暮らしの中での実践 ○暮らしから出る汚れをできるだけ少なくするための取組方法について啓発を行う。 ○水を汚さない、ごみを出さない視点からエコキッチン革命に取り組むとともに、啓発を行う。 ○環境に配慮した暮らしや環境保全行動の普及啓発を進める。 ○河川への油の流出防止の啓発を実施する。	年2回	守山市消費生活研究会 守山市消費生活研究会 県（環境政策課） 草津市 守山市 栗東市 野洲市

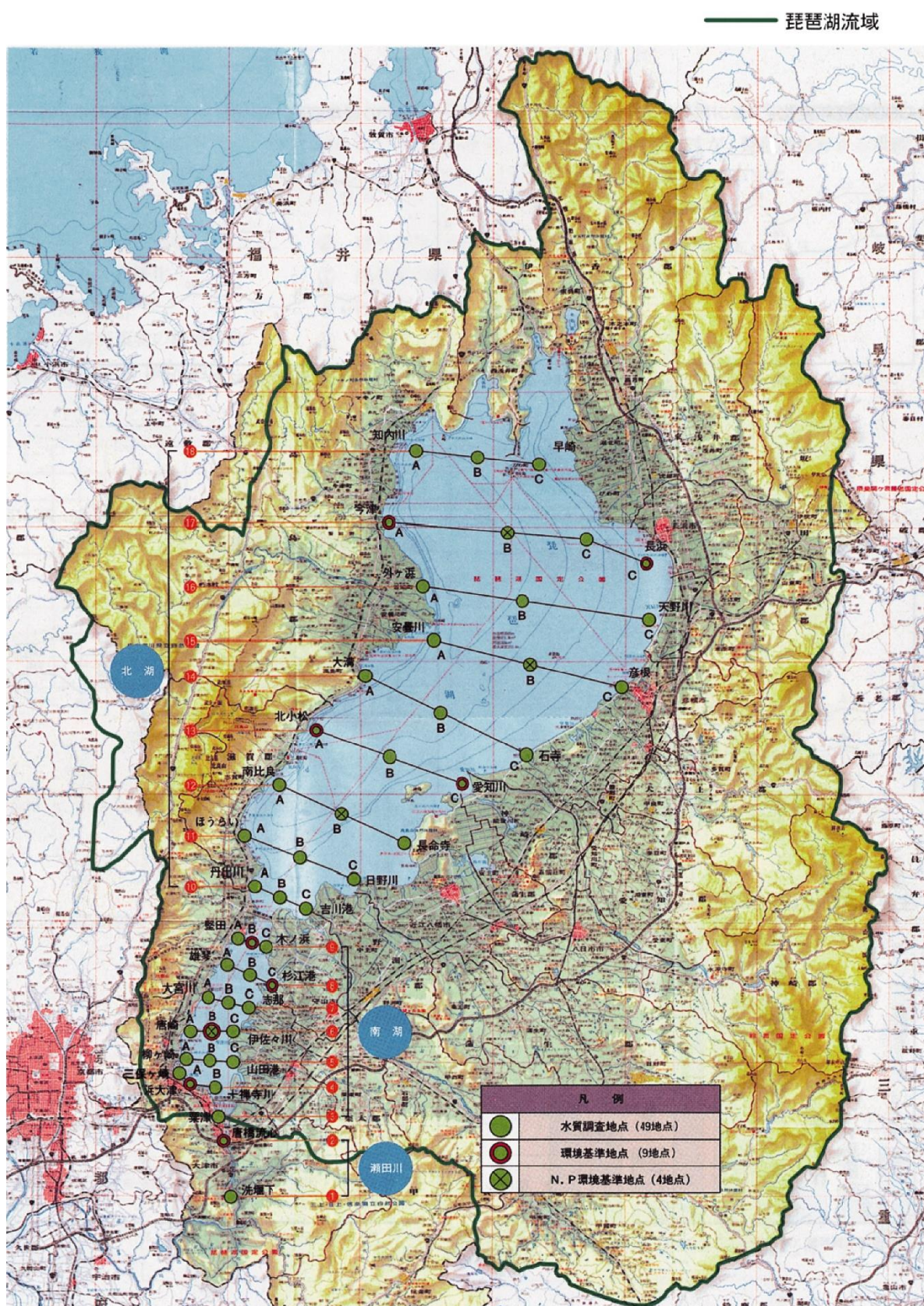
②職域での実践 ○企業間で情報交換を行うことを目的とした環境情報交換会や、経営層に働きかけることを目的とした環境トップセミナーを通じて、水質保全の啓発を行う。 ○ごみのポイ捨て禁止啓発活動を実施する。 ○河川への油の流出防止の啓発を実施する。	年 7 回（環境情報交換会） 年 1 回（環境トップセミナー）	湖南・甲賀環境協会 県（南部環境事務所） 湖南・甲賀環境協会
③環境学習の展開 ○情報交換会を開催し、水環境の大切さを啓発する。 ○「川づくりフォーラム」を開催し、流域保全の重要性を啓発する。 ○環境保全のための学習を受けることにより、子どもの頃から環境を保全していく意識を養う。 ○「いかだくんだり」大会を通じて、小中学生に水質保全を学ぶ機会を設ける。 ○たんぼのこ体験事業で、水稻等の栽培体験を実施する。 ○地域環境に学ぶ体験・総合的学習推進事業を実施する。 ○環境学習教材の貸出しや環境講座への講師派遣を行う。	年 7 回 年 1 回 年 1 回	湖南流域環境保全協議会 NPO 法人びわこ豊穰の郷 守山市緑の少年団 （社）守山青年会議所 守山市 守山市 草津市

(8) 環境モニタリング

上記の活動の効果を確認するとともに、さらに活動を展開していくために、河川と湾内の水環境について調査・研究を進めます。

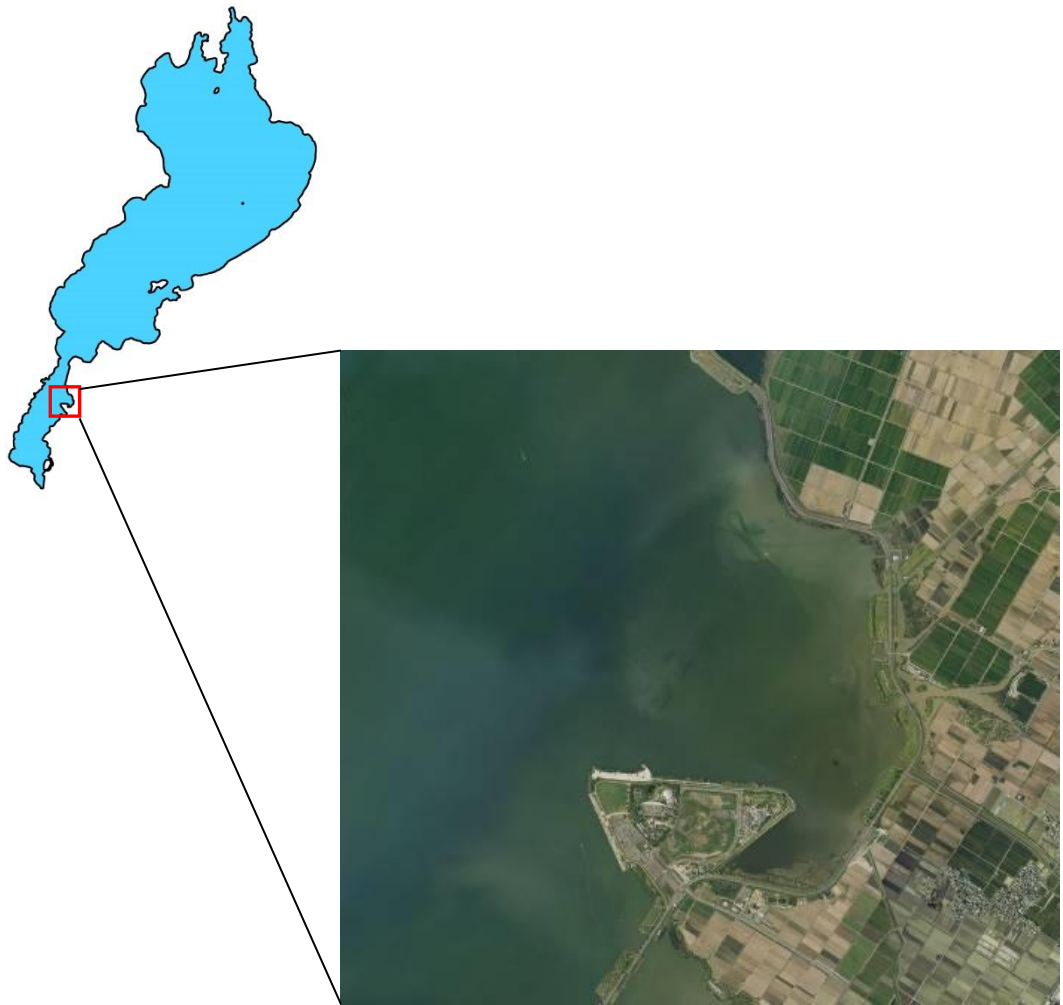
活動内容	実施時期	主な関係者
①湾内のモニタリングを実施する。 ○イケチョウガイの成育状況のモニタリング ○水質（内湖）のモニタリング ○水質、底泥、生息生物のモニタリング	年 2 回	県（水産課） 守山市 県（流域政策局） 県（琵琶湖保全再生課）
②流入河川のモニタリングを実施する。 ○市内 8 河川の水質モニタリング ○市内13河川の水質モニタリング ○守山川の水質モニタリング	年 5 回 年 6 回 年12回	NPO法人びわこ豊穰の郷 守山市 県（琵琶湖保全再生課）
③湾の水質汚濁メカニズムの調査・研究 ○湾内の水質、流況、汚濁負荷の動向等について研究を進める。 ○水質調査の結果を踏まえ、原単位法*により算出した流入負荷量と比較検討を行うことにより、湾の水質汚濁メカニズムの解明を行う。	～令和 7 年度	学識経験者 県（琵琶湖保全再生課）
④モニタリングおよび調査・研究結果の集約、整理、今後の環境改善に向けた方策の検討、発信 ○各関係機関によるモニタリングおよび調査・研究結果を収集するとともに、学識者の意見も参考に、結果を整理、解析して、今後の環境改善に向けた方策の検討を行い、それらの内容を関係者に還元する。	～令和 7 年度	NPO法人びわこ豊穰の郷 守山市 県（琵琶湖保全再生課）

参考1 琵琶湖流域図



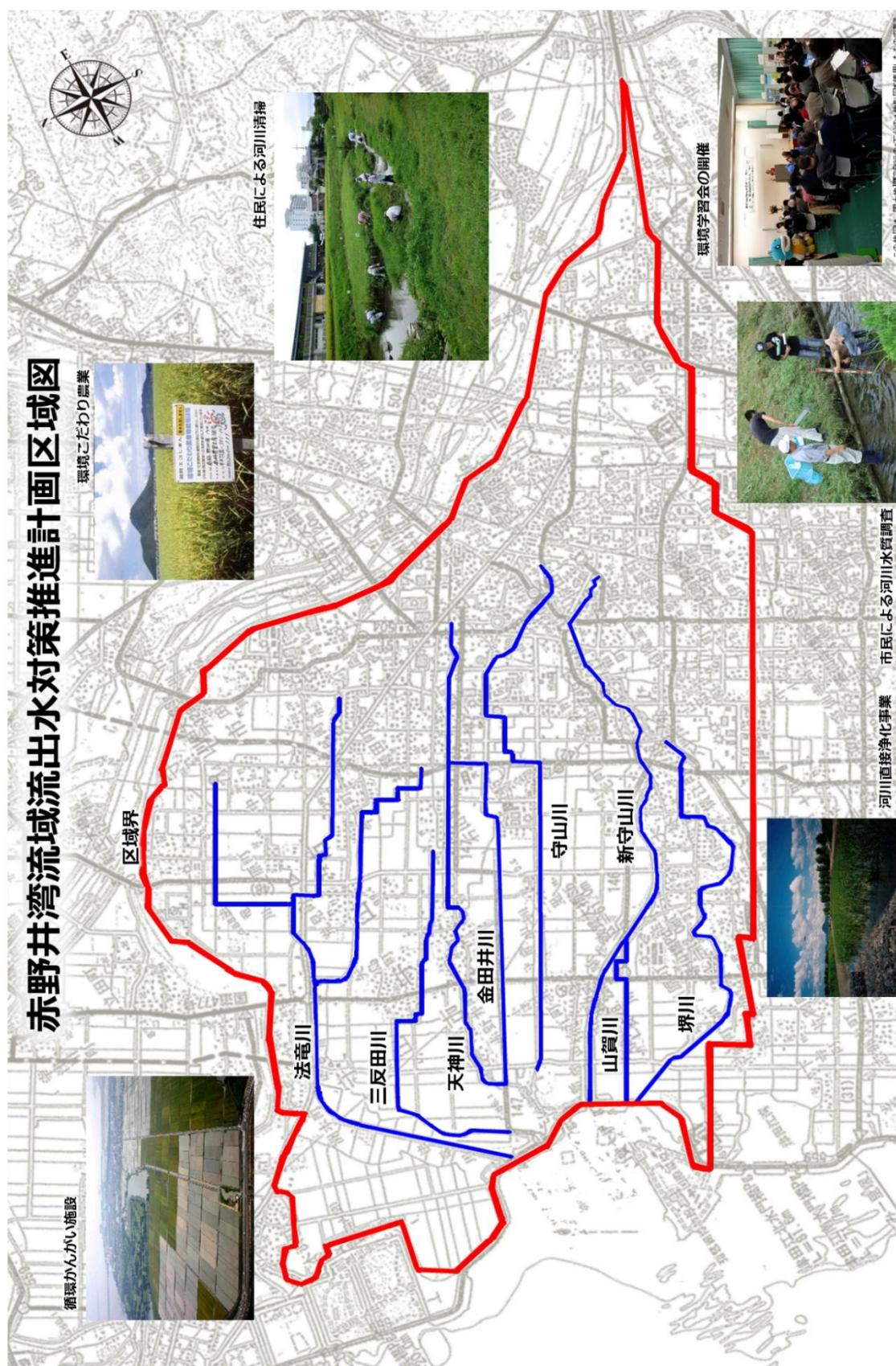
※琵琶湖（北湖、南湖）では、琵琶湖流域図に示した水質調査地点、環境基準点、N、P環境基準地点に加え、水生生物保全環境基準点を4地点（岩熊地先、延勝寺地先、針江地先、新浜地先）設定しており、合計51地点で水質の監視、測定を行っている。

参考 2 赤野井湾位置図



(航空写真：国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所提供)

参考 3 赤野井湾流域流出水対策推進計画区域図



アルファベット

・BOD

生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)。水中の有機物が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量。河川の汚濁に関する代表的な指標であり、この値が大きいほど水が汚れていることを示す。

・COD

化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)。水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。湖沼や海域の汚濁に関する代表的な指標であり、この値が大きいほど水が汚れていることを示す。

・COD (75%値)

CODの年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) の値。環境基準の達成状況の評価に用いられている。

・DO

溶存酸素 (Dissolved Oxygen)。水中に溶存している酸素の量。水質汚濁状況を測る指標の1つ。

一般に清浄な河川等では、ほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好氣的微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下する。

・TOC

全有機炭素 (Total Organic Carbon)。水中に含まれる有機物中の炭素の総量。

主な測定法では、900℃程度の高温で有機物を燃焼し、二酸化炭素にして炭素量を測定する。

あ

・アオコ

水の華ともいう。池や湖沼で植物プランクトンが異常増殖し、水面に薄皮あるいは塊状として浮いているもの。青い粉をまいたように見えることからアオコと呼ばれる。栄養塩類が多いと発生しやすいので、富栄養湖の判定の条件とされることもある。

・新たな水質管理のあり方懇話会

CODの指標性の課題や、水質改善にも関わらず在来魚介類の減少等、生態系の課題が顕著に現れている琵琶湖の現状を踏まえ、平成26年度(2014年度)に設置し、今後の水質管理のあり方、新たな水質評価指標の必要性について有識者と意見交換を行っている。

う

・上乗せ排水基準

都道府県が条例で定める全国一律の基準よりも厳しい排水基準。

え

・栄養塩

窒素、りんなど、藻類その他の水生植物が増殖するために必要な各種元素のこと。湖沼

での過剰な栄養塩類の供給は富栄養化の原因となる。

お

・汚濁負荷

水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、りん等の汚濁物質の量。

か

・管渠（かんきょ）

下水を収集し、排除するための施設。

・環境基準

人の健康を保護し、また生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の条件についての基準であり、環境行政が到達すべき目標。環境基本法第 16 条により定められている。

環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならない。

く

・クロロフィル a

水中では植物プランクトンの量を示す指標。

光合成を行う生物の葉緑体もしくは細胞中に含まれている一群の光合成色素で葉緑素ともいう。藻類に含まれているものには a, b, c, d の 4 種がある。

け

・原単位法

汚濁負荷の各発生源について、単位あたり（1 ha、1 人、1 頭等）の負荷発生量（これを「原単位」という。）にそれぞれのフレーム値（合計面積、人口、頭数等）を乗じ、それらを積算して対象とする地域における総汚濁負荷発生量を推定する方法。

こ

・耕種農家

水稻、野菜等を栽培する農家。

し

・指定地域

環境大臣が、指定湖沼（琵琶湖）の水質の汚濁に関係があると認められる地域を指定したもの。滋賀県の一部と京都府の一部が指定されている。

詳細は、昭和 60 年 12 月 16 日総理府告示 43 号「湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定に基づく指定湖沼及び指定地域」参照。

・集水域

降水が琵琶湖に流入する区域。

・循環かんがい

ある水田区域からの排水を、揚水機を使って戻し、再び同じ区域のかんがい用水として利用すること。

- ・ 浚渫（しゅんせつ）

河川、池、湖沼、港湾などの水域の水底に堆積したゴミ、泥、土砂、ヘドロなどをさらい、必要な深さを確保しようとする工事のこと。

す

- ・ 水源かん養

降雨時に河川等へ水の流出を軽減させる働き（洪水緩和）と、無降雨時に河川等へ水を安定的に供給する働き（渇水緩和）という2つの働きのことで、河川や琵琶湖の水位を平準化する役割をもつ。

- ・ 水源かん養保安林

森林には、洪水を緩和し、流量を安定化させ、水質を浄化して、水資源を保全する働きがある。この働きは総称して森林の水源かん養機能と呼ばれる。主に河川の上流部にあって、水源かん養機能が期待される森林を水源かん養林、この機能が期待されて保安林に指定されたものを水源かん養保安林という。

せ

- ・ 世代をつなぐ農村まると保全向上対策

多面的機能支払交付金制度の滋賀県における名称。現在、農村で生活する住民だけでなく、次世代にも農村の豊かさを伝え、地域ぐるみの活動を継続していくことを目指して名づけられた。交付要件に農業排水の流出防止等の環境に配慮した活動を加える等、制度上も滋賀県独自の仕組みになっている。

- ・ 全層循環

春から秋に北湖に形成された水温躍層（温かい上層の水と冷たい下層の水が対流しない状況）が、冬の水温低下と季節風の影響により鉛直方向の混合が進み、表層から底層まで水温や底層DOなどの水質が一様となる現象。

- ・ 全窒素

有機態窒素、無機態窒素を合わせた、水中に存在する窒素の総量のこと。

- ・ 全りん

有機態りん、無機態りんを合わせた、水中に存在するりんの総量のこと。

た

- ・ 淡水赤潮

琵琶湖の淡水赤潮は4月末から6月初めにかけて、15℃から20℃の水温期に、植物プランクトン「ウログレナ・アメリカーナ」が大量発生する現象で、湖水が赤褐色に変色し、生臭いにおいがする。

て

- ・ 点源（負荷）対策

点源負荷とは、家庭や事業場のように汚濁負荷の排出源と流域との境界が明確に区分できる汚濁負荷（特定汚濁負荷）のこと。生活排水対策や工場排水規制など点源負荷への対策を点源対策という。

な

・内湖

大きな湖（本湖）の周辺に、水路によって本湖と直接結ばれた湖沼をいい、我が国では琵琶湖のみに見られると言われている。その成因は、河口デルタ内に旧河道が取り残されたもの、本湖の一部が土砂の堆積等によって囲い込まれたもの、地殻変動の結果形成されたもの等、本湖から派生的に形成されたものである。

ひ

・ビオトープ

Biotop（ドイツ語）。英語では“biotope”と表記。生物（群集）の生息空間を示す言葉である。語源は、「bio（いのち）+topos（場所）」（ギリシャ語）である。転じて生物が住みやすいように環境を改変すること、あるいは改変したものをいう。

・琵琶湖環境研究推進機構

琵琶湖の課題に対して、環境や水産など関係する分野横断による総合的な解決を図るため、平成26年（2014年）4月25日に滋賀県の4つの行政部局と8つの試験研究機関で構成。この推進機構では、①連携による研究方策の策定、②現状分析と課題の整理、③研究の調整と進行管理、④研究成果の政策反映を行うこととしている。

ふ

・富栄養化

湖沼などの水中の窒素やリンなどの栄養塩が多い状態になること。富栄養化が進行すると、プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。

ま

・マイクロプラスチック

微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

・前浜

琵琶湖総合開発事業に伴う湖岸堤の築造にあたり、湖岸堤より湖側に残された、あるいは造成された浜をいう。

み

・みずすまし構想

農業の生産性を維持しながら農村地域の水質および生態系の保全を推進するために、「水・物質循環」、「自然との共生」、「住民参加」を3つの柱とした取組を進めていく全体構想。

め

・面源（負荷）対策

市街地や農地などのように汚濁負荷発生源と流域の境界が不明確で、一定の面積を設定した上でないと算定できない汚濁負荷を面源負荷（非特定汚濁負荷）という。市街地排水や農業排水など面源負荷の流出防止等の対策を面源対策という。

よ

・ヨシ群落

ヨシとはイネ科、ヨシ属の落葉性多年生、多回繁殖型の抽水植物。琵琶湖とその周辺に群落として自生していることで、生態系の保全に役立っている。

滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例では、ヨシ、マコモなどの抽水植物の群落やこれらとヤナギ類、ハンノキが一体となっている植物群落をヨシ群落と呼んでいる。

ら

・ラムサール条約

ラムサール条約は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地およびそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的として、世界 172 か国が加盟している条約。日本は昭和 55 年（1980 年）に条約を締結し、琵琶湖は平成 5 年（1993 年）に日本で 9 番目のラムサール条約湿地として登録された。平成 20 年（2008 年）には、西の湖（琵琶湖の東岸中央部に位置する内湖）が、ラムサール条約湿地として拡大登録された。

り

・流出水

農地・市街地等の面的広がりをもつ汚濁負荷発生源から琵琶湖に流入する汚濁負荷を含んだ水。

参考5 第8期琵琶湖に係る湖沼計画における水質目標値設定の考え方について

水質保全上の効果を推計するため、水質保全対策を講じない場合と講じた場合について、琵琶湖流域水物質循環モデル（滋賀県琵琶湖環境科学研究センター）によるシミュレートを行い、それぞれの場合について令和7年度（2025年度）の水質の将来予測を行いました。

第8期湖沼計画においては、このシミュレーション結果を基に、水質目標値を設定しましたので、シミュレーションの条件やその結果、水質目標値の設定の考え方等について、以下のとおり示します。

1. 対策を講じない場合と講じた場合の主なシナリオ

項目	対策を講じない場合	対策を講じた場合
処理場系 (下水処理施設、し尿処理施設、農業集落排水施設等からの排水)	下水処理施設、し尿処理施設、農業集落排水施設等の処理方式は、令和2年度と同等とする。	下水処理施設については、処理施設の改築・更新に伴う水質改善の効果を反映する。
生活系 (家庭からの排水等)	下水道整備を令和2年度から拡大せず、人口が増加する区域では、増加分は全て合併浄化槽で処理する。	下水道整備を計画どおり進め、人口が増加する区域では、増加分は、下水道等整備区域では下水道等で、区域外では合併浄化槽で処理する。
産業系 (工場・事業場からの排水等)	令和2年度と同等とする。	令和2年度と同等とする。
面源系 (農地、山林、市街地、湖面降水等)	負荷削減対策は、令和2年度と同等とする。	令和7年度までに新たに実施される環境こだわり農業、流入河川浄化事業に伴う負荷削減量を反映する。

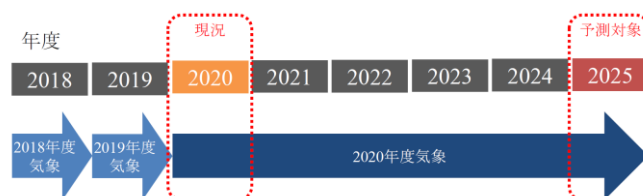
2. 琵琶湖流域への負荷量

(kg/日)

	COD		全窒素		全りん	
	対策を講じない場合	対策を講じた場合	対策を講じない場合	対策を講じた場合	対策を講じない場合	対策を講じた場合
処理場系	2,659	2,782	2,152	1,973	75	74
生活系	1,099	433	632	298	74	35
産業系	1,771	1,771	835	835	95	95
面源系	39,538	39,492	8,732	8,722	338	337
合計	45,067	44,479	12,351	11,828	582	540

3. 将来予測に用いる気象条件

令和2年度（2020年度）の気象は、平年に比べて気温が高く降水量が多い年でしたが、異常値というほどではなく、また全層循環も完了したため、現況年度の気象が将来にわたって続くと仮定して予測を行いました。



4. シミュレーションの結果

シミュレーションの結果は下表のとおりです。CODについては、プランクトンの内部生産の影響等により、対策を講じない場合と講じた場合に大きな差はありませんでしたが、全窒素、全りんについては対策により低減効果が出るものと推計されました。引き続き水質保全対策を進めることとし、対策を講じた場合の将来予測値を目標値として設定しました。

〈水質目標値〉

(mg/L)

項 目			現 状 (令和2年度)	令和7(2025)年度	
				対策を講じない 場合	対策を講じた 場合(目標値)
C O D	75%値 (環境基準値1.0)	北湖	2.8	2.8	2.8
		南湖	5.3	4.5	4.5
	(参考)	北湖	2.5	2.5	2.5
	年平均値	南湖	3.5	3.2	3.2
全窒素	年平均値 (同0.20)	北湖	0.20	0.20	0.20
		南湖	0.24	0.25	0.24
全りん	年平均値 (同0.010)	南湖	0.015	0.018	0.015

5. 水域・シナリオ別の年平均水質の推移

※北湖および南湖の全観測地点・全計算値（1時間ごと）の年間平均値

